

令和2年8月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和2年8月4日（火）午後3時00分

場 所：四万十町農村環境改善センター 2階 第1会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の協議）
- ② 承認第2号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
- ③ 議案第1号 令和3年度以降に使用する中学校教科用図書の設定について
- ④ 議案第2号 令和2年度就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

### 5 協議事項

- ① 令和元年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

### 6 報告事項

### 7 その他

- ① 運動会・体育祭の参加調整について
- ② 臨時教育委員会の日程調整について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典 中川 千穂、 下司 三和

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年8月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

#### (委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

#### (委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

## 参 考

### ○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

#### (区域外就学等)

**第 9 条** 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

### ○ 四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱【抜粋】

#### (区域外就学)

**第 2 条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から四万十町立の小学校又は中学校に区域外就学を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承諾を得たときは、当該児童生徒の区域外就学を承諾することができる。

#### (申請)

**第 3 条** 前条の規定により、区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

#### (区域外就学の協議)

**第 4 条** 教育委員会は、前条に規定する申請書等を受理したときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、住民登録地の市町村の教育委員会に区域外就学の協議書を送付し協議する。

別表（第2条関係）

No	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転出	四万十町から転出したが、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の終了まで	・区域外就学協議書
2	住居建築中	住居の建替えのために一時的に町外へ居所を変更する場合	小・中 全学年	住居の完成まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類
3	転入予定	四万十町へ転入予定で、事前に転入住所地の校区の学校に就学を希望する場合	小・中 全学年	転入日まで（原則6か月以内）	・区域外就学協議書 ・建築確認申請書、売買契約書、賃貸借契約書等転入が確認できる書類
4	住民異動手続を伴わない転入	住民票が四万十町以外で町内に居住する場合	小・中 全学年	住民基本台帳への記録が行われるまでの期間	・居住証明書又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により区域外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	その他事情	No.1から5までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・区域外就学協議書 ・事由要件による。

承認第2号

専決処分の承認について

令和2年8月1日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年8月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年8月1日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年8月1日発令

生涯学習課 任用期間：令和2年8月1日～令和2年8月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
興津保育所	保育士補助	岩本 美恵	■	

任用期間：令和2年8月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
興津保育所	保育士	佐々木 美和	■	



議案第 1 号

令和 3 年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について

令和 2 年 8 月 3 日付けで高岡地区教科用図書採択協議会から別紙のとおり、令和 3 年度以降に使用する中学校教科用図書の採択結果が報告されましたので、その取り扱いについて委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 2 号

令和 2 年度就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町就学等教育支援委員会規則（平成 18 年教育委員会規則第 10 号）第 3 条の規定により、四万十町就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命を別紙のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 令和2度 就学等教育支援委員会委員名簿

	委員	区分	所属	役職	氏名	任期
1	委嘱	1 学識経験者	教育研究所	所 長	岡 澄子	R3.3.31
2	委嘱	1 学識経験者	教育研究所	教育相談員	伊賀 修	R3.3.31
3	委嘱	2 医 師		医 師	澤田 由紀子	R3.3.31
4	委嘱	3 関係教育機関	中村特別支援学校	教 諭	大崎 珠紀	R3.3.31
5	委嘱	3 関係教育機関	中村特別支援学校	教 諭	富賀 敏充	R3.3.31
6	委嘱	3 関係教育機関	窪川児童福祉協会	事務局長	青木 香奈子	R3.3.31
7	委嘱	3 関係教育機関	田野々小学校	校 長	小島 心み子	R3.3.31
8	委嘱	3 関係教育機関	北ノ川中学校	校 長	中内 聖二	R3.3.31
9	委嘱	4 関係行政機関	健康福祉課	母子保健福祉係長	小松 充	R3.3.31
10	委嘱	4 関係行政機関	健康福祉課	技幹兼保健師	小松 真紀	R3.3.31
11	任命	5 教育委員会事務局	教育委員会	教育次長	浜田 章克	R3.3.31
12	任命	5 教育委員会事務局	学校教育課	課 長	西谷 典生	R3.3.31

## 参 考

### ○ 四万十町就学等教育支援委員会規則（抜粋）

平成 18 年四万十町教育委員会規則第 10 号

#### （設置）

第 1 条 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒（以下「障害のある児童生徒等」という。）の適切な就学を図るため、四万十町就学等教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （任務）

第 2 条 委員会は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、助言等を行う。

- （1） 障害のある児童生徒等の適切な就学指導及びこれにかかわる必要な事項に関すること。
- （2） その他障害のある児童生徒等の就学に係る教育相談に関すること。

#### （組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師
- （3） 関係教育機関の職員
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 教育委員会事務局職員

#### （任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

